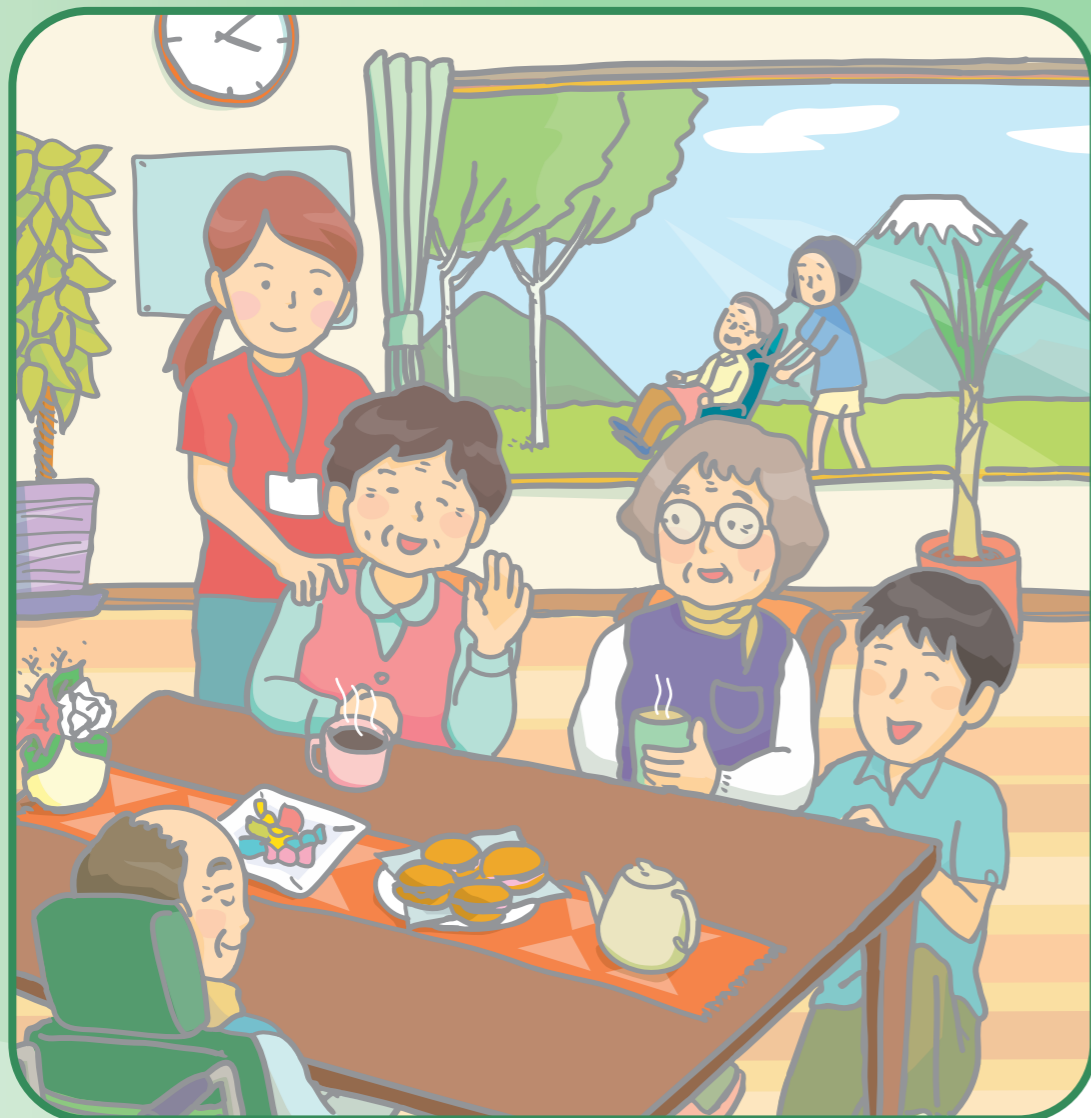


行政版



- ◆ 特別養護老人ホームの建設について
- ◆ 平成24年第2回定例議会の結果について
- ◆ 『児童手当』などの申請はお済みですか？
- ◆ 税金の納期限のお知らせ



『児童手当』などの申請はお済みですか？

■担当：住民課 住民係 (IP 33-5008)・社会福祉係 (IP 33-5007)

児童を養育している方に対して、児童手当などの各種手当が支給される制度があります。下記に該当する方は申請が必要ですので、未申請の方は担当係までお問い合わせ下さい。



手当の名称	支給対象児童	手当月額	所得制限	担当係名
児童手当	中学校修了前(0歳から15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童	・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・特例給付(年齢問わず) 一律 5,000円	扶養人数に応じて限度額が設けられています。限度額以上の受給者には、『特例給付』として手当が支払われます。	住民係
児童扶養手当	離婚などの理由により、ひとり親となった18歳未満の児童 ※施設入所児童および公的年金受給者(保護者または児童)を除く	・1人の場合 41,430円 ・2人の場合 46,430円 ※3人目以降は1人につき3,000円加算されます。 ※受給者等の所得により支給額が減額される場合があります。	受給者(保護者等)の状況により限度額が異なります。	社会福祉係
特別児童扶養手当	20歳未満で身体または精神に重度もしくは中度以上の障害がある児童 ※施設入所児童および公的年金受給児童を除く	・1級 50,400円 ・2級 33,570円	受給者(保護者等)の状況により限度額が異なります。	

税金の納期限のお知らせ

■担当：住民課税務室徴収係 (IP33-5011)

税目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
町道民税	7月2日	8月31日	10月31日	12月20日	***	***	***	***
固定資産税	5月31日	7月31日	10月1日	11月30日	***	***	***	***
軽自動車税	5月31日	***	***	***	***	***	***	***
国民健康保険税	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日
後期高齢者医療保険料	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	12月20日	***	***

■納税には口座振替がおすすめです。■

税金の納税は、便利な「口座振替」をご利用ください。

口座振替を利用されますと役場や金融機関へ出向く必要もなく納め忘れもありません。また、一度手続きをされると自動的に毎年継続となります。

口座振替ができる金融機関は、北海信用金庫喜茂別支店、喜茂別郵便局で、振替手続きは各金融機関でお願いします。

人口

人口と世帯(5月末現在)

男 1,198人 (-1人)
女 1,184人 (-1人)
合計 2,382人 (-2人)

()は前月比

世帯数 1,234戸 (-2戸)